

知らない間に消防法令違反

建物の増改築やテナント入居等で消防設備の設置が必要となる場合があります！

消防法では、建物の構造、面積及びその使用形態に応じて、必要な消防用設備等の設置が義務づけられています。工事完了後、違反の指摘を受けると高額な改修費用が必要となる場合がありますので、**計画段階で消防署にご相談**をお願いします。

消防法令違反になると・・・

◆公表制度

不特定多数の方が利用する建物(飲食店、店舗等)で消防法令違反があると、有明広域行政事務組合消防本部のホームページに公表される場合があります。

◆違反処理の実施

指摘事項の改善を行わなければ、「警告」、「使用停止命令」や「告発」により、罰則を受ける場合があります。

実際に違反となった事例

増改築等の指導

- ・避難・消火活動に有効な開口部(窓や出入口)を封鎖
- ・建物と建物を接続
- ・建築確認申請等をしていない増改築

テナント等の指導

- ・事務所だった建物を物販店に改装して営業
- ・テナントビルに飲食店が入居
- ・以前消防法令違反だった建物を購入(借用)して使用

いずれも**高額な消防設備**の設置が必要な場合があります。



営業前には・・・

営業を始める前には「**防火対象物使用開始届出書**」の提出が必要となります。管轄消防署までお越しください。

していませんか？

相談窓口 有明広域行政事務組合消防本部

消防本部 予防課 0968-73-5273
荒尾消防署 指導課 0968-63-1121
玉名消防署 指導課 0968-73-7117

HP 有明広域消防本部

検索

